

三ツ池公園有料施設の利用料金減免基準について
(神奈川県都市公園条例第36条による利用料金の減免)

県立三ツ池公園 指定管理者
神奈川県公園協会・石勝エクステリア・サカタのタネGSグループ

神奈川県都市公園条例第15条第1項に係る利用料金

- 1 次の項目のいずれかに該当する場合には、免除できるものとする。
 - (1) 地方公共団体又は指定管理者が体育・文化行事を行うために使用する時。
 - (2) 義務教育諸学校、幼稚園及び保育所がその在籍するものを対象とした体育行事を行うため、その施設を利用するとき。
 - (3) 社会福祉事業を営む団体がその施設の厚生活動の一環として体育行事を行うため、その施設を利用するとき。
 - (4) 身体障がい(児)者、知的障がい(児)者、精神障がい(児)者が有料の公園施設を利用するとき。

- 2 その他、公共的目的で使用する場合で、特にやむをえないと認められるときは、神奈川県と協議し、前1項のほか免除できる。

以上